

昭和52年 9月15日

編集と発行

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地
〒904-02

☎(098976) 2001・2628

第 9 | 号



広報

かてな

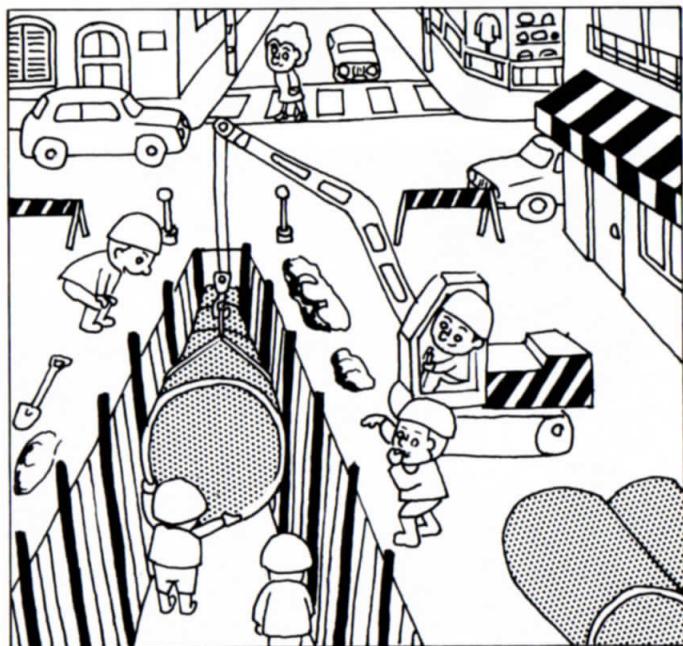
8月の人口

区	東	上	中	北	南	西	計
世帯	666	459	416	538	591	865	3,535
男子	1,493	930	859	1,096	1,092	1,866	7,336
女子	1,438	952	903	1,124	1,165	1,853	7,435
計	2,931	1,882	1,762	2,220	2,257	3,719	14,771

運動会

そろそろ秋本番です。幼稚園、小学校のお子さんたちの運動会も間近か、お父さんお母さんそろって出かけ応援してください。勝っても負けても「たのしい行事」だと割りきって競技の勝敗を深刻に考えないことです。いつもどおりしか走れない子どもの心の重さは、見ている親より走っているお子さんのほうがどんなに切ない思いをしていることか。最後まで「力いっぱい頑張る」とことと「やりぬく」との責任と自覚をもたせる心づかいが大切です。

ぼくの街、きみの街にも下水道



下水道の建設整備と水洗化を急ぎましょう。

下水道で快適な

生活環境づくり

私たちは、健康で気持のよい生活を営んだり、美しい自然環境や住みよい街づくりをするために、毎日限らない努力をしています。

こうしたなかで、私たちの目に見えないところで手助けをしてくれているものに「下水道」があります。

この下水道は、私たちのくらしのなかから出された汚水（よごれた水）や工場、事務所から出される排水（きたない水）を一カ所に集めて科学的にきれいにし、川や湖、海などの汚れを防ぐために必要な施設です。

しかし、この下水道は一朝一夕にはつくることができません。長い年月と巨額の費用、優れた技術と人材を必要とすることはもちろんのこと、地域住民の理解と協力がなくてはなりません。

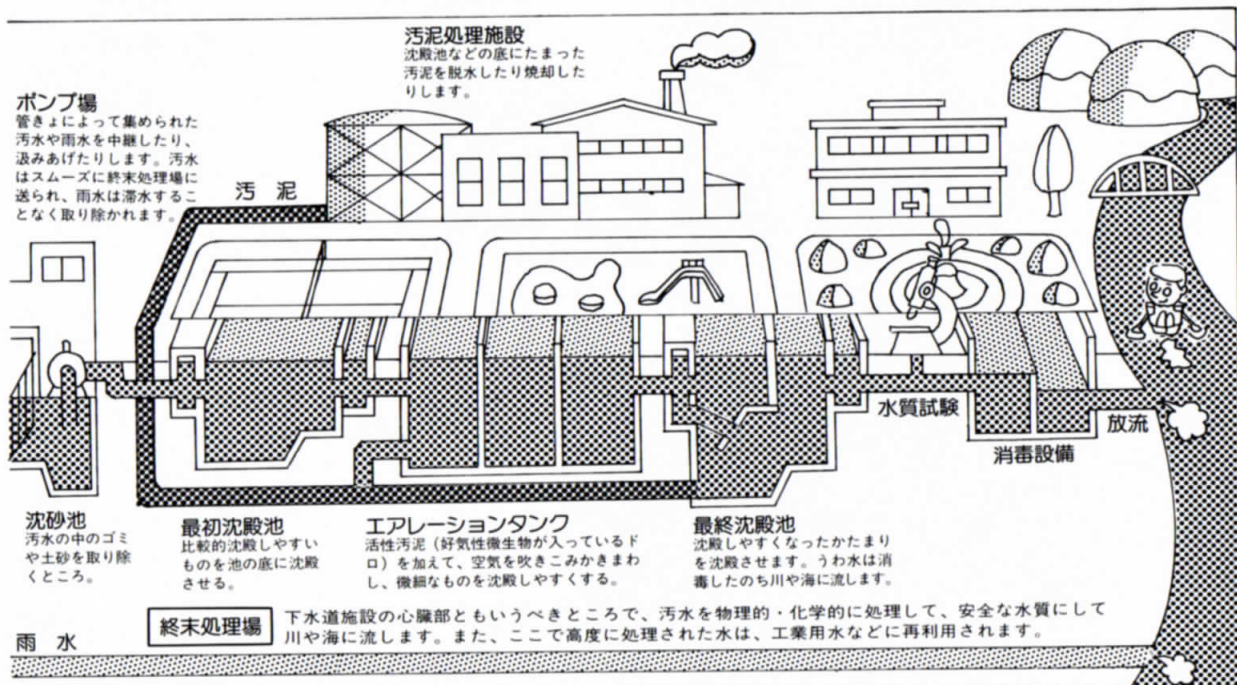
一日も早く私たちの生活環境がよくなり、美しい自然が回復するよう、

汚泥処理施設

沈殿池などの底にたまった汚泥を脱水したり焼却したりします。

ポンプ場

管きよによって集められた汚水や雨水を中継したり、汲みあげたりします。汚水はスムーズに終末処理場に送られ、雨水は滞水することなく取り除かれます。



沈砂池

汚水の中のゴミや土砂を取り除くところ。

最初沈殿池

比較的沈殿しやすいものを池の底に沈殿させる。

エアレーションタンク

活性汚泥（好気性微生物が入っているドロ）を加えて、空気を吹きこみかきまわし、微細なものを沈殿しやすくする。

最終沈殿池

沈殿しやすくなったかたまりを沈殿させます。うわ水は消毒したのち川や海に流します。

終末処理場

下水道施設の心臓部ともいふべきところで、汚水を物理的・化学的に処理して、安全な水質にして川や海に流します。また、ここで高度に処理された水は、工業用水などに再利用されます。

雨水

下水道のしくみ

下水道のしくみ

下水道ができると

下水道の施設ができると、私たちの生活はどのようにかわるでしょうか。

●すべての家庭に水洗トイレがつくれ、カやハエがいなくなり、

いやな臭いもなくなります。

台所や風呂などの家庭の汚水がドブやミゾに流れなくなり、

家庭のトイレも水洗化されますのでカやハエの発生、いやな臭いもなくなります。

●大雨でも浸水がなくなります。

台風や集中豪雨でも大量の雨水をすみやかに流してしまいうため、水はけがよくなり浸水の心配がなくなります。

●川や海がきれいになります。

今まで川や海に直接流れていた家庭や工場の汚水を、一カ所に集めて処理（きれいに）するためよれがなくなります。

●街がきれいになります

きたないドブやミゾが管きよ（下水道管）に生まれかわるのできれいな街づくりができます

家庭の水洗化を急ぎましょう

水洗化改造資金を

長期無利子で貸付け

私たちの嘉手納町は、昭和四十六年から下水道の建設を始めて、毎年度その建設を推進し昭和五十一年度末において、総人口の約八〇パーセントの町民が下水道を使用した水洗化ができるように下水道が整備されています。

しかし、昭和五十二年六月末における水洗化普及率は人口の三四パーセントにすぎません。

下水道が完成し汚水処理が可能に

なった区域内では、すべての家庭事業所、学校等は三年以内にトイレを水洗式に改造しなければならぬことになっています。

ハエやカのいない生活環境を作り、川や海のきれいな自然をとりかえすためにトイレの水洗化を含む排水設備の設置を急ぎましょう

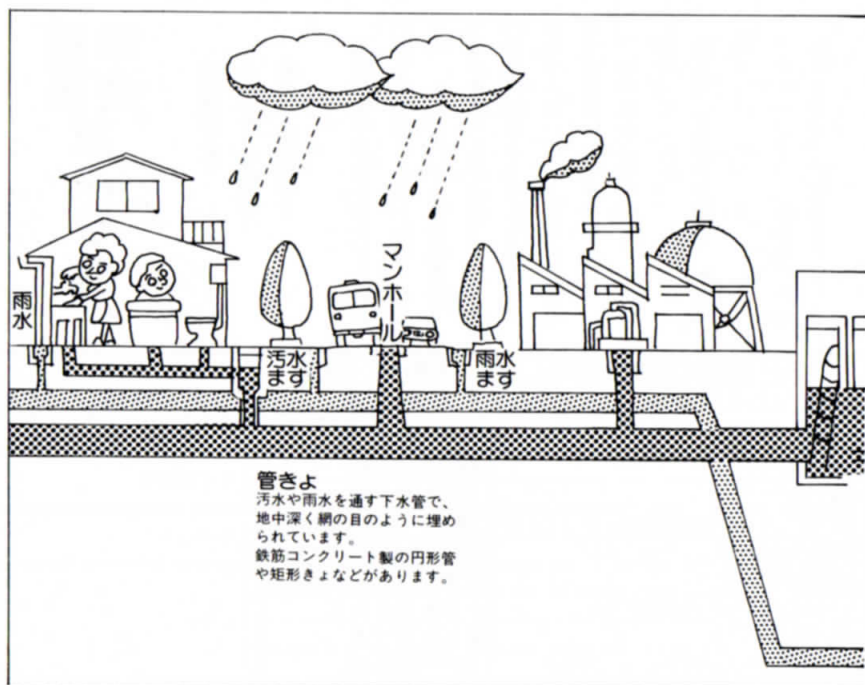
なお、町では、トイレの水洗化改造等に必要な資金を二〇万円を限度とする工事費の九〇パーセン

トを長期（四〇カ月償還）無利子で貸付ける制度を設けてありますのでご利用ください。

下水道及び水洗化工事等に関するお問合せについては、町役場都市計画課（電話二〇〇一・二六二八）か最寄りの嘉手納町排水設備工事指定店にご相談ください。

指定店

○信陽電気水道工事社（宇屋良七 電話二二八六）



管きよ
汚水や雨水を通す下水道で、
地中深く網の目のように埋め
られています。
鉄筋コンクリート製の円形管
や矩形きよなどがあります。

○世名城水道工事社（宇屋良五九 〇一電話二〇七二）

○嘉手納電気水道工事社（宇嘉手 納七二〇電話二二七五）

○中央電気水道工事社（宇嘉手 納四三九一電話二二三三）

○兼村電気水道工事社（宇嘉手 納四九二電話五六二四）

○仲本電気工事社（宇嘉手 納九電話二二五一）

○共新電気水道工事社（宇水釜五 六二二電話三八七四）

○山内保安検査事務所（宇嘉手 納四九二電話五六二四）

○知念電気水道工事社（宇嘉手 納二二七電話三七二一）

○知念電気水道工事社（宇嘉手 納二二七電話三七二一）

○知念電気水道工事社（宇嘉手 納二二七電話三七二一）

広がった福祉の輪

大きな成果をおさめた

社会福祉活動資金造成特別慈善公演



町民一人一人が地域福祉活動に積極的に参加し、社会福祉増進に寄与しようというよびかけで、七月十六、十七の両日中央公民館ホールで「福祉芸能の夕べ」が開かれました。

これは、嘉手納町民生委員連絡協議会が町内の低所得者を対象にして貸付けしている「たすけあい金庫」の資金が窮乏し、その資金を捻出するために、社会福祉活動資金造成特別慈善公演として開催したものです。

この催しは、嘉手納町民生委員連絡協議会が主催、町役場、町社協、老人クラブ、婦人会、青年会、自治会が後援団体となっており、特に協賛団体として町内の芸能界、空手道関係の方々が、こぞつてこの催しに賛同し積極的に参加出演しました。

会場の中央公民館ホールは、両日とも満員の盛況、二日間で一、六〇〇人の町民が詰めかけましたが、特にお年よりや主婦それに若い女性の姿がめだちました。

莊嚴な琉球古典音楽情緒ゆたかな琉舞、軽快な民謡、極意をきわめた空手などきわめつけの多様な芸や技が次々とくりひろげられ、つめかけた人たちは心ゆくまでこの「芸能の夕べ」をたんのうしていました。

主催者の民生委連絡協議会の会長宮平永助さんは、「この催しは初の試みで運営がスムーズに運ぶかどうか不安に思っておりましたが、後援団体のご協力と特にこの催しの趣旨に賛同され積極的に参加出

国民年金だより ①

演じてくださった町内芸能界、空手道の方々のご奉仕、更にこの催しに深いご理解とご芳志を寄せていただきました町民みなさまのおかげで大きな成果をおさめることができました。厚くお礼申し上げます。

この催しは、福祉活動資金造成という目的で開催しましたが、この

〈国民年金〉
このような時は
忘れずに届出を

老齢年金や障害年金など各種の国民年金を受けるためには、はじめに、きめられた「裁定請求書」を提出することが必要ですが、その後も、次のような届出を忘れずになさらないと、支払期日に年金を受取れないことがあります。

この一覧表は切り取って、大切に保管してください。

請求書、届書の用紙は、町役場に備えてあります。

くわしいことは、町役場住民課にこの国民年金係でお聞きください。

請求または届出などを必要とするばあい	届書などの名前	届出期限
年金を受けようとするとき	裁定請求書	年金を受ける権利を得てから5年以内
毎年引続いて年金を受けようとするとき	受給権者現況届	毎年2月15日(老齢年金等) 5月31日(障害年金等)
氏名を変えたとき	受給権者氏名変更届	14日以内
住所を変えたとき	受給権者住所変更届	
年金を受けとる方法や支払機関を変えようとするとき	払渡方法・払渡希望機関変更届	そのつど
国庫金送金通知書をなくしたり汚したとき	国庫金送金通知書亡失(き損)届	
年金証書をなくしたとき	証書再交付申請書	はやめに
2つ以上の年金を受ける権利を得たとき	受給選択申出書	
年金の額が変わるとき	額改定請求書(届)	
年金の支給を停止する事由がなくなったとき	支給停止事由消滅届	

催しをとおして、地域福祉に対する認識の輪が町民の中に広がっていったということも成果のひとつだと思います。この催しに寄せられた町民のご芳情にむくいるよう地域福祉のためにますます頑張っていきたいと思えます。」と語っていました。

共同募金三十周年記念

みんなで協力 赤い羽根

秋の風物詩、赤い羽根共同募金運動が今年も十月一日から全国一斉に行われます。

この運動は、社会福祉についての国民の理解と関心を高め、広く国民の善意を結集して、民間社会福祉事業に必要な資金を共同募金会が一括して行う運動で、昭和二十二年から今まで、地域住民の自発的な民間活動として推進され、国民一人ひとりの善意により支えられ発展してきたものです。

人は誰もが健康で豊かな生活を送りたいと念願しています。その願いを実現することは国家の使命であり、このために福祉施策の充実が叫ばれるのは当然であります。これを行政側の力にのみ期待するだけでは住みよい社会は生まれません。おたがいに連帯意識をもって、心と心を結びあうことが社会福祉の

基礎をなすものです。赤い羽根はおたがいが社会福祉に寄与しようという心と心のつながりをあらわすシンボルマークとして、私たちの心の中に定着してきています。しかしながら現状では、民間社会福祉事業からの期待に應えるだけの十分な資金は確保されてないのが実情のようです。



昭和52年度赤い羽根共同募金実施計画書(案)

1. 募金期間 自昭和52年10月1日～至昭和52年10月31日
2. 募金目標額 1,131,000円
3. 募金方法並びに募金別目標額

種 別	目 標 額	協力団体と人数
戸 別 募 金	690,200	各区自治会長(6人)
大 口 "	150,000	厚生課長 担当職員(3人)
中 口 "	150,000	各区自治会長・民生委員(14人)
学校・職域募金	140,800	担当職員・婦人会(7人)
計	1,131,000	(30人)

各区別目標額内訳(世帯割200円)

区 別	世帯数	保 護 世帯数	対 象 数	羽 根 枚数	目 標 額	備 考
東 区	667	28	639	639	127,800	
上 区	464	24	440	440	88,000	
中 区	416	10	406	406	81,200	
北 区	538	10	528	528	105,600	
南 区	597	11	586	586	117,200	
西 区	865	13	852	852	170,400	
計	3,547	96	3,451	3,451	690,200	

(昭和52年7月31日現在)

共同募金の使途

1 扶 助 費	①生活更生費(困窮世帯に対する一時生活資金) ②災害見舞、救護費 ③歳末たすけあい義援金の支給
2 児 童 福 祉 費	①無認可保育所へのおもちゃ代 ②学校への花の種子代 ③困窮世帯新入学児童就学支度費
3 身体障害者福祉費	身体障害者スポーツ大会費用
4 老 人 福 祉 費	老人クラブ運動会費用
5 調 査 費	

嘉手納チーム 只今トップ

中頭郡夏季体育大会

八月二十、二十一日に行なわれた第五回中頭郡夏季体育大会において、嘉手納チームは、十二種目中十種目を一、二、三位で占め、球技得点の総合成績は一一三点でトップにたち、二位読谷チームの一〇九点を四点位リードしています。十月二十三日の中頭郡陸上競技大会における全体総合優勝が目標圏内にあります。九月二十五日の町内陸上競技大会において優秀な選手が選抜されるよう期待しています。

児童手当が 引上げられます

児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当が改善されます

◎ 児童扶養手当について

いわゆる生別の母子世帯に対し、所得を保障（手当の支給）することにより、児童の健全な育成と家庭生活の安定を図るために生まれた制度であり、昭和三十七年から実施されています

① 手当額の引上げ

児童扶養手当の額が児童一人の場合、月額一万七千六百円から一万九千五百円に、児童二人の場合一万九千六百円から二万一千五百円にそれぞれ引上げられる。

② 手当の支払期日の変更

児童扶養手当の支払期月が一

月、五月及び九月の三期から四月、八月、及び十二月の三期に改められる。

ただし、十二月に支払うべき手当は、手当の支給を受けている者の請求があったときは、その前月に支払うものとする。

◎ 特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童を監視している者に、障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものであり、在宅障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

二、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の要点

① 手当額の引上げ

⑦ 特別児童扶養手当の額の引上げ

特別児童扶養手当の額が障害児一人につき、月額一万三千五百円から一万五千円に、重度障害児一人につき月額二万三百円から二万二千五百円にそれぞれ引上げられる。

① 福祉手当の額の引上げ

福祉手当の額が月額五千円から五千五百円に引上げられる。

② 特別児童扶養手当及び福祉手当

の支払期月の変更

児童扶養手当の場合と同じ、なお、手当額の引上げについては、昭和五十二年八月一日から、支払期月の変更については、昭和五十二年十月一日から施行される。

以上の手当について、詳しいことをお知りになりたい方は町役場厚生課（電話四四八九）までお問い合わせください。

療育手帳について

この制度は、精神薄弱者の方に対し一貫した指導相談が行われるようにするとともに、各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付するものです。

この制度による援助措置としては次に掲げるものがあります。詳しくは、児童相談所、精神薄弱者更生相談所、福祉事務所又は市町村役場でおたずねください。

一、特別児童扶養手当

二十歳未満の精神又は身体に重度及び中度の障害（身障手帳の等級一、二、三級）を有する

児童を養育する父又は母（父又は母がない場合は、それに代わる養育者）に支給されます。申請窓口は、市町村役場です。

二、心身障害者扶養共済制度

保護者の相互扶助精神に基づき、心身障害者の生活安定の一助に毎月一定額の掛金を納入する制度です。加入者が死亡廃疾の際に残された心身障害者に毎月一定額の年金額が給付されます。

詳しくは、県又は福祉事務所でおたずねください。

三、国税、地方税の諸控除及び減免

精神薄弱者の障害の制度に応じて、国税（所得税）地方税（県民税、自動車税、市町村税又は軽自動車）に控除及び減免措置があります。

詳しくは、税務所又は市町村役場でおたずねください。

四、NHK受信料の免除

重度の精神薄弱者のいる低所得世帯（市町村民税非課税世帯）は、受信料が減免になります。詳しくは、最寄りのNHK営業所におたずね下さい。

ご用心…… マルチ商法

— 通商産業省 —

「いいサイドビジネスの話があるんだけど」「とにかく儲かるんだから話を聞けば判るよ、〇〇さんは月に〇〇万円も稼いだそうだし」「それに海外旅行にも行けるし、友達もできるのだ」などとマルチ商法の誘いを受けたことはありませんか。そんなうまい話は世間にそんなにあるものではありません。十分に注意してください。

大金を投資して加入はしてみたものの話どおりには商品が売れず借りた金の返済に困り夜逃げした人もあります。また、友達をつれてくれば儲かるといわれて職場の仲間等を勧誘してみたものの、勧誘された人からうまくいかない

責められて、人間関係を気まずくして会社を辞めた人もいます。加入する際には、もう一度よく考えてみてください。加入した者が皆儲けているのか？その儲けの源泉は何なのか？結局他人の犠牲のうえに立つ利益ではないか？冷静な判断を忘れないでください。

マルチ商法については、昨年十二月に「訪問販売等に関する法律」が施行され、加入者は十四日以内であれば無条件で解約ができるなど皆さんの立場を保護するため各種の業者規制をしております。自分が悪かったのだと諦めることなく気軽に何なりともよりの警察、通商産業局、各都道府県、市町村又は通商産業省産業政策局商政課（電話〇三—五〇—一—一六七八）へご相談ください。

お知らせ

身体障害者相談員について

身体障害者相談員とは、身体障害者の更正援護の相談に応じ、必要な指導を行なうとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する

協力や地域活動の中核となつて、援護思想の普及につとめています。たとえば、更正医療を受けたとき、手や足の代わりをする義手

役所に対する苦情や相談のある方は、気軽に申し出てください 巡回行政相談所開設

行政管理では「苦情なくして明るい生活」をモットーに毎年十月に行政相談週間を全国一斉に実施しています。

この制度は、行政管理庁が国民からの行政に対する苦情や意見要望等の相談に応じ、これらの相談事案を一つ一つ国民と関係機関との間に立つてあつせんをし、解決を図ることによって広く行政運営改善のために寄与することを目的としているものです。

当町においては、下記により開設しますので、町民の皆さんは気軽にご利用下さい。

記

日時 十月二十二日（土）午前十時～午後五時

場所 町中央公民館内（午前中）三階会議室、午後一階相談室

相談担当者

行政相談委員 幸地鳳篤
嘉手納町総務課長奥島憲市

●役所（国、県、市、町、村）の仕事について

●テキパキやつてもらえない

●不親切な扱いを受けた

●納得できない

●どうしてもいかわからない

●こうしてほしいなど、役所に対する苦情や相談のある方は気軽に申し出下さい

◎ こういう相談を扱います
恩給、遺家族援護、年金、保険、生活保護、社会福祉、道路、河川、農地、登記、郵便、許可、交通安全、公衆衛生、環境衛生、公害防止、電話、専売、公庫、その他

●素私人間の争いごとや政治問題になつてゐるものは扱いません
なお、常時相談に応じておりますので、電話、口頭、手紙等でもいつでも申し出下さい

行政相談委員
住所 字水釜一一二
氏名 幸地鳳篤
電話 二五〇〇

嘉手納町字嘉手納五五〇番地の二（電話 二六九二）
中村 春豊

二 受託の期間

昭和五十二年七月一日～昭和五十四年六月三十日

無料調停相談についてお知らせ

皆さんは裁判所の調停を ご存知ですか

民事

○宅地・建物に貸した家や屋敷を明渡ししてくれない、賃料をあげてくれない、また家主が不当な家賃の値上げを要求するなど、宅地建物の利用関係について

○交通事故交通事故で怪我をしたので治療費、休業補償、慰籍料を請求したい。また被害者から不当な要求をされているなど交通事故からのめんど

○商事手形、小切金の請求など商事関係のもめごとについて

○農事農地などの貸借りそのほか、農地の利用関係をめぐりもめごと

○公害公害、日照、通風についての争いをめぐりいろいろな問題

○鉱害など鉱山などからの鉱害による損害賠償をめぐりもめ

こと

○その他民事一般金を貸したが返してくれない、売掛金を払ってくれない。隣りの家から雨水が流れ込む、袋小路に路をあけてくれない、登記をししてくれない、境界線がはつきりしないので自分の土地がどれだけあるかわからないなどいろいろなめんど

家事

○夫婦関係の調整、離婚、離婚後の財産の分与、婚約不履行による慰籍料の請求

○父母の離婚に伴う子の氏の変更や親権者の指定

○未成年者の養子縁組の許可

○親のない子のための後見人の選任

○生活に困っている親族の扶養
○遺産分割、相続放棄その他相続に関する問題
○改氏、改名の許可その他戸籍に関する問題

○その他親族間の争いやめんどなど……

このようなめんどを解決する手続きについて、コザ調停協会では「無料」で相談を受けることになりました。日程は左記のとおりです。皆さんご遠慮なくお越し下さい。

記

日時 昭和五十二年九月三十日
(金) 十月一日(土)
午前九時三十分から午後五時三十分まで

場所 嘉手納町中央公民館大ホール(三階)

主催 コザ調停協会

香典返し、寄附・寄贈

ありがとう

ございます

八月四日嘉手納中学校第七期生
一同から町社会福祉協議会に対し
八万円の寄附がありました。

代表者 喜友名国男、山口栄三郎、大湾節子、知念初子

九月五日宇嘉手納五九九番地徳里政信さんからご尊父政良さんの

ことしの十月上旬から一カ月にわたり、国、県、市町村が協力しあって人の一日の行動について調べるバーソントリップ調査を行います。

一、調査の目的

交通施設の現況や計画の問題点を見出し、交通施設やバス路線のあり方および新しい交通機関の必要性等を検討して、将来の統合的で合理的な交通計画を立て、便利で快適な街づくりに役立てます。

三、調査の内容

調査対象にあらかじめ指定する一日の行動について、いつもの目的で、どんな交通手段を利用して、どこからどこへ行ったかを記入していただきます

四、調査の方法

訪問する日をあらかじめハガキで案内し、調査員が記入方法を説明いたします。そして、後日アンケート用紙を回収することになります。

バーソントリップ調査に ご協力を

二、調査の対象

沖縄本島の中南部地域(石川市、読谷村以南)の全世帯のうちから統計理論に基づいて抽出される約一万六千世帯(全世帯の約8%)の家族の五歳以上の人を対象にアンケートをお願いします。

なお、この調査に疑問がございましたら下記にご連絡ください。

沖縄県交通調査事務局(沖縄県土木部都市計画課分室)

電話(〇九八八)五三—
七四四二

香典返しとして町社会福祉協議会に一〇万円と老人クラブにそれぞれ一〇万円計二〇万円の寄附がありました。

宇水釜一一二番地の幸地鳳篤さんから公民館図書館へ書籍「沖縄の陶器」の寄贈がありました。